第五十七条	（略）	（略）
	第三項、第七条第二項（第九条の四において準用する場合を含む。）	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の四において準用する場合及び第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	（略）	（略）

2　（略）

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話）

第二十八条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の疾病の予防を図るために必要なものとして国土交通省令で定める当該小学校第三学年修了前の子の世話は、同項の小学校第三学年修了前の子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める事由）

第二十八条の三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める事由は、次のとおりとする。

一　学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止

二　保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前号に掲げる事由に準ずる事由

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定めるもの）

第二十八条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の国土交通省令で定めるものは、入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典とする。

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の五　（略）

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の六　（略）

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護等休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護等休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護等休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

第五十七条	（略）	（略）
	第三項、第七条第二項	第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第七条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	（略）	（略）

2　（略）

（法第十六条の二第一項の国土交通省令で定める当該子の世話）

第二十八条の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第一項の疾病の予防を図るために必要なものとして国土交通省令で定める当該子の世話は、当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることとする。

（新設）

（新設）

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める者）

第二十八条の三　（略）

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の四　（略）

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）